



国頭村景観形成ガイドライン

平成 31 年3月
沖縄県国頭村



国頭村景観形成ガイドライン

目次

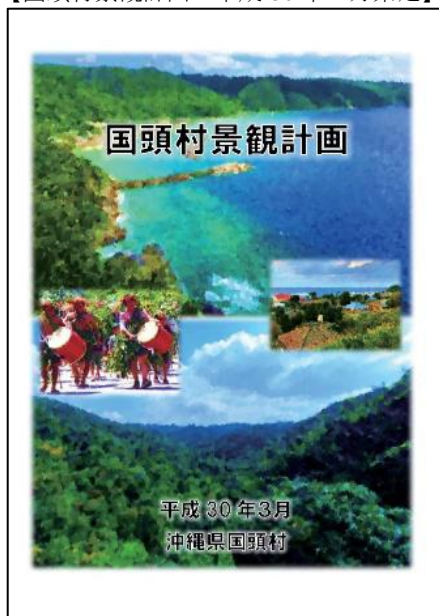
1. ガイドライン作成の目的	1
2. 景観形成における区域（ゾーン）	2
3. 届出手続き	3
4. 届出を必要とする行為	4
5. 景観形成基準一覧	6
6. 景観形成基準の解説	10
(1) 解説の見方	10
(2) 建築物に関する基準の解説	11
(3) 工作物・開発行為等に関する基準の解説	19
7. Q&A	25

1. ガイドラインの目的

国頭村は平成 30 年度に景観計画を策定しました。景観計画では、村の景観づくりの方針とともに、景観に影響を及ぼす可能性のある行為について基準を定めています。

今後国頭村内で建築などを行う場合は、役場に届出を行い、基準に合致しているか確認することになります。本ガイドラインは、当事者と村が互いに理解を深め、一緒によりよい景観づくりを行えるよう、基準を解説する「手引き」です。景観計画とあわせてご活用ください。

【国頭村景観計画 平成 30 年 3 月策定】

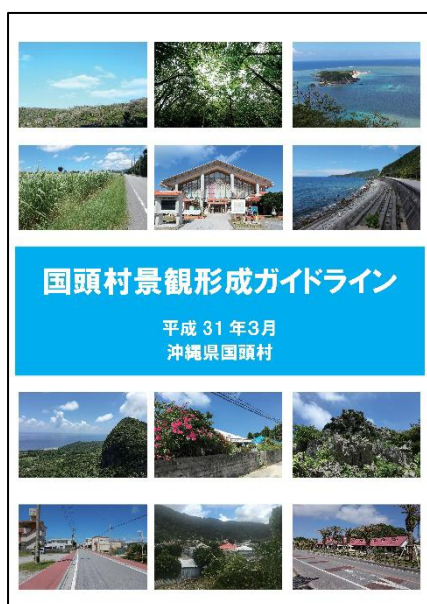


「いのち響きあうやんばるの景観を守り、育てよう」という基本理念のもと、国頭村の景観を守り、価値ある景観に育てていくための基礎となるもの、として策定しました。



景観計画を補完

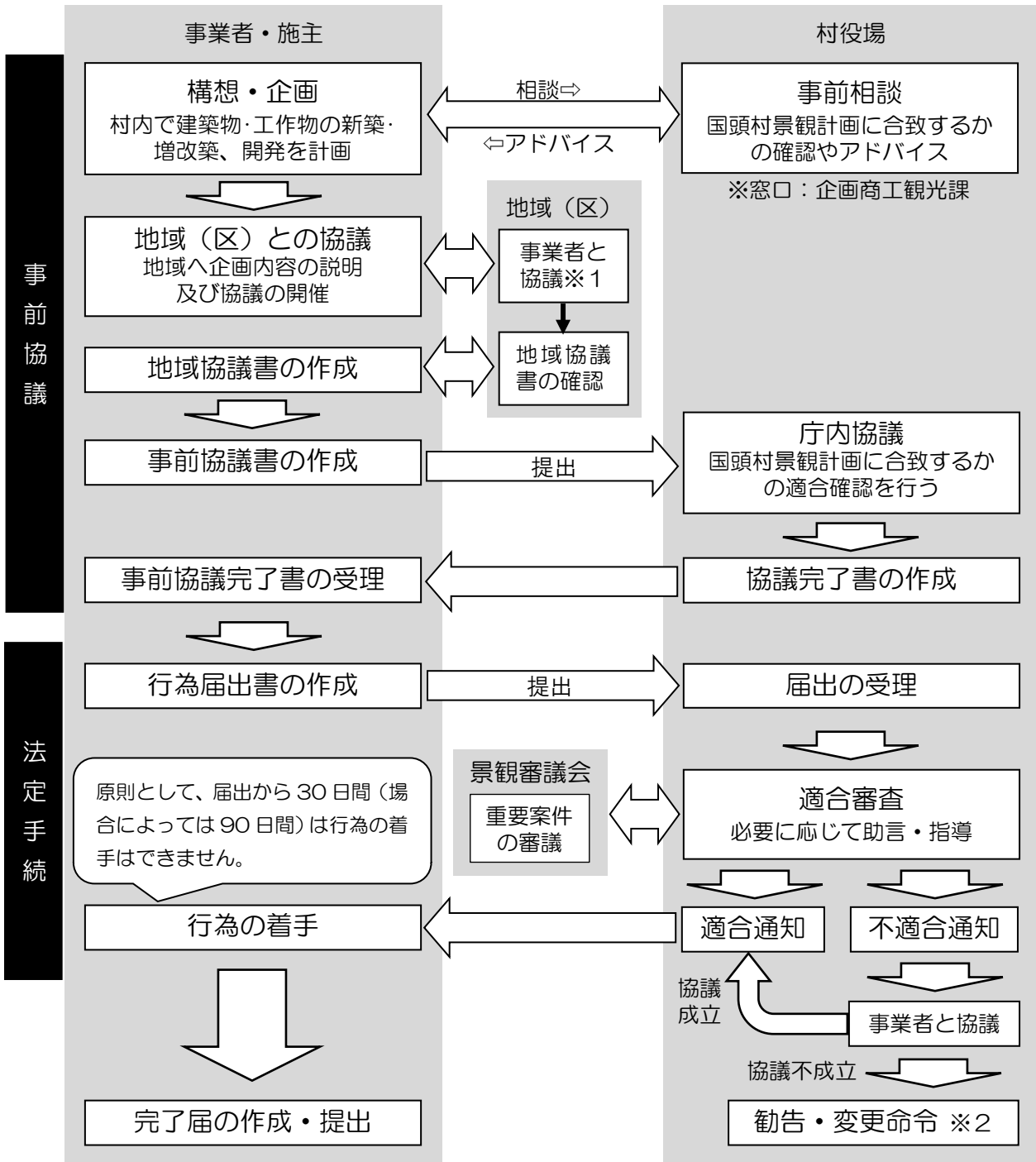
【国頭村景観形成ガイドライン 平成 31 年 3 月策定】



景観計画で定められた基準を分かりやすく解説する手引きとして策定しました。

3. 届出手続き

国頭村の良好な景観を守りつくるため、村内で建築等を行う際には、景観方針や基準と合致しているかどうかを確認するための届出手続きが必要です。村条例では、法的な届出の前に事前協議を行うことになっています。これは審査をスムーズにして建築の着手時期が大幅に遅れるような事態を防ぎ、また地域との協調を図るためのものです。まずは必ず事前相談をして下さい。

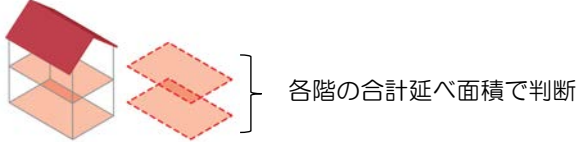

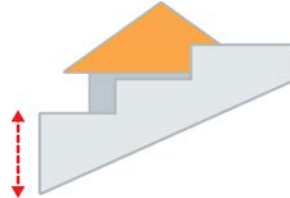
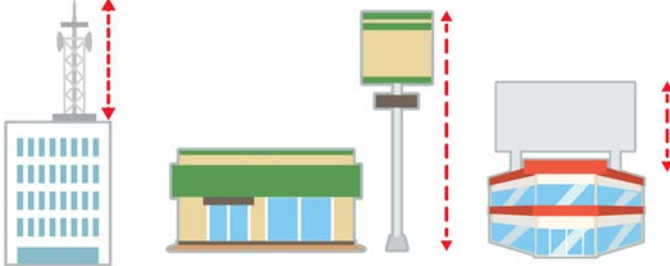

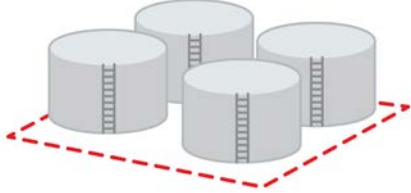


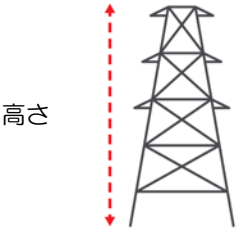

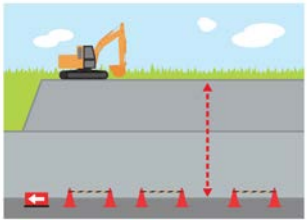
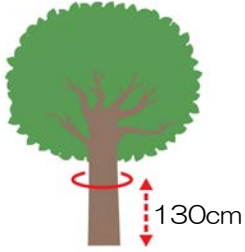
※1 地域（区）は事業者・施主に対し、良好な景観や住環境を守るために地域（区）としての意見を述べるすることができます。そのため事業者が行う地区内での建築等の行為は「地域（区）との協議」を経てから手続きを行うこととなります。

※2 特定届出対象行為である建築物、工作物の形態・意匠の不適合に対しては、村が変更命令を出すことができます。

4. 届出を必要とする行為

届出を必要とする行為は以下の通りです。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為や緊急の場合には例外もあります。

行為の種類		規模(一般区域)
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	延べ面積 10 m ² 以上 
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観の変更にかかる面積が過半となるもの（公衆から視認される面のいずれか） 
工作物	新設、増築、改築若しくは移転	高さ 2m 以上の擁壁、垣・柵・塀  傾斜のある擁壁、垣・柵・塀は最高部の高さを計測
		高さ 4m 以上の柱状工作物、煙突、広告塔、電波塔、電柱  工作物自体の高さを対象とする
		高さ 4m 以上または 300 m ² 以上のタンク、高架水槽、サイロ、物見塔、プラント、遊戯施設、車庫等   (焼却炉) (設置する一帯の面積で判断)

		<p>高さ 20m 以上の送電施設</p>  <p>高さ</p>
		<p>500 m²以上または高さ 4m 以上の発電施設（太陽光パネル、風力発電施設等）</p>  <p>500 m²以上の設置面積がある太陽光パネル等</p> <p>羽を含めた高さで判断</p>
<p>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>		<p>変更範囲が 10 m²を超えるもの</p>
<p>開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する行為）</p>		<p>土地面積が 500 m²を超えるもの若しくは高さ 2m を超える法面が生じるもの</p>  <p>法面は最大の高さ（合計）で判断</p>
<p>土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更（屋外駐車場、資材置場、農地造成などが該当）</p>		<p>土地面積が 500 m²を超えるもの若しくは高さ 2m を超える法面が生じるもの（農業振興地域内の農用地区域を除く）</p>
<p>水面の埋め立て又は干拓</p>		<p>すべて</p>
<p>木竹の伐採・植栽</p>		<p>伐採面積 500 m²以上または幹周 90cm 以上の樹木の伐採</p>  <p>幹周は原則として高さ 130cm の位置で計測する</p>
<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p>		<p>高さが 3m を超えるもの又は土地面積が 300 m²を超えるもので堆積期間が 90 日以上のも</p>
<p>特定照明（ライトアップ）</p>		<p>専用住宅以外の建築物、工作物、遺跡、記念物等をライトアップするもの</p>

5. 景観形成基準一覧

国頭村景観計画が定めている景観形成基準の一覧です。後述の「基準の解説」とあわせてご確認ください
許可基準に従うことが前提です（参考として、自然公園法の許可基準を表中に斜体で表記しています）。

■「建築物」景観形成基準

行為の制限		自然景観保全ゾーン（自然公園法）				
		特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕・模様替又は色彩の変更	高さ・配置	不可 (学術研究など公益性や、その場でなければならぬ必然性を除く)		・13m以下 ※分譲地等内の建築物は10m以下(2階建以下)		
	壁面の位置	—		・当該建築物の地上部分の水平投外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路からは5m以上離れていること ・敷地境界線から5m離れていること。		
	形態意匠	全体	—		・主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。 ・山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと。	
		屋根	不可 (ただし、色彩の変更については景観と著しく不調和である色彩に変更するものではないこと)		・屋根及び壁面の色彩や形態が風致風景と著しく不調和ではないこと。	
		色彩(共通基準も参照)	—			
		素材(共通基準も参照)	—			
	敷地	緑化(共通基準も参照)	—			
		既存樹木	木竹の損傷不可			
		垣柵・塀	不可 (ただし、色彩の変更については景観と著しく不調和である色彩に変更するものではないこと)		・色彩や形態が風致風景と著しく不調和ではないこと。	

。なお、自然景観保全ゾーンは自然公園特別保護地区・特別地域に該当するため、自然公園法による略記のため、正確には自然公園法施行規則第11条を参照して下さい。)

自然とくらしの調和ゾーン	くらしと文化の景観ゾーン	にぎわい景観創出ゾーン	敷地面積 500 m ² 以上かつ建築面積 100 m ² 以上の建築物（各ゾーンの基準に以下を追加）
<ul style="list-style-type: none"> ・13m以下とする。ただし、自然の骨格景をなす山容の連なり、海への眺望等を遮らないように留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・13m以下とする。ただし、高さや配置において、周囲との連続性に配慮し、全体として景観に優れたものとなるよう留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・13m以下とする。ただし、以下の場合はこの限りではない。 ・良好な自然景観と調和し、眺望を妨げない配置、形態、意匠の工夫がなされている場合 ・一体的な開発において十分な緑地を確保し、全体として景観に優れたものである場合 	
—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・建物壁面は前面道路から5m以上後退する。
<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然景観に調和したデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な集落のスケールや形態を尊重し、周囲の街並みと違和感を生じさせないデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲のまちなみと調和のとれたデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。 ・山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと。 ・周囲の自然景観に調和したデザインとする。 ・大規模な建築物等は圧迫感を生じさせないよう分節化などで工夫する。
<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の色(防水塗装色を含む)は周囲の景観と調和するものとする。 ・公的な視点場から見下ろされる位置にある場合は特に注意する。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・外壁は周囲になじむ落ち着いた色合いとする。 			<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の過半は周囲になじむ落ち着いた色合いとし、R～Y系の色相で彩度2以下、明度8以上を原則とする。 ・ただし、森林内など周囲の色彩の明度が低い環境下では、明度8以下を認める。 ・派手な色の使用は必要最小限とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ミラーガラスや金属製品で反射の強いものはできるだけ避け、周囲の影響に配慮する。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・緑地率 20%以上とし、良好な緑の維持に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・花と緑で彩るよう努める。 		<ul style="list-style-type: none"> ・緑地率 30%以上とし、良好な緑の維持に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観を構成している既存樹木はできる限り生かす。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地囲いは生垣または石垣を推奨する。 ・コンクリート塀・ブロック塀を設ける場合は、緑化あるいは透過性のあるフェンス等と組み合わせるなどの修景を図るとともに圧迫感のない高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地囲いを設ける場合は生垣または石垣を推奨する。コンクリート塀・ブロック塀を設ける場合は、緑化など修景を図るとともに圧迫感のない高さとする。 ・ひんぶん等の伝統的デザインをできる限り活かす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塀・ブロック塀を設ける場合は、緑化あるいは透過性のあるフェンス等と組み合わせるなどの修景を図るとともに圧迫感のない高さとする。 	

■「工作物等」景観形成基準

行為の制限		自然景観保全ゾーン（自然公園法）				
		特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕・模様替又は色彩の変更	高さ・位置	不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)		・13m以下		
	形態意匠	全体	—		・主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない。 ・山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと。	
		色彩	不可 (但し、色彩の変更については景観と著しく不調和である色彩に変更するものではないこと)		・屋根及び壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和ではないこと。	
		素材	不可		—	
	緑化	・公益上必要であること。 ・植栽するものは対象地域に現存する植物と同じ植物であること。				
	発電施設等	不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)		・植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 ・主要な展望地からの展望の著しい妨げにならないこと。山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 (その他、高さ・位置・意匠・伐採・土地形質変更等にかかる基準のいずれも適用)		
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する行為）、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更、水面の埋め立て又は干拓	形状・緑化（共通基準も参照）	不可 (植生の復元が困難な地域等で行われるものでない・公益性、必然性が認められる場合、農地改良のための行為などを除く)		・植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 ・集団的に建築物その他の耕作物を設置する敷地造成でないこと（階段状の造成でないこと）。 ・ゴルフ場の造成のためでないこと、廃棄物の埋め立てによるものでないこと。 ・申請に係る場所以外の場所においては目的を達成できないと認められること。 ・開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限であること。 ・土砂の流出のおそれがないこと。		
木竹の伐採・植栽		不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	・単木択伐 ・択伐の場合は現在蓄積の10%以下 ・樹齢が標準伐期齢に十年を加えたもの。	・標準伐期齢以上 ・択伐の場合は現在蓄積の30%以下 ・皆伐の場合は1伐区の面積が2ha以内	・風致景観に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なし。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・形態	不可		・廃棄物でないこと。 ・申請に係る場所以外の場所においては目的を達成できないと認められること。 ・集積の高さが10mを超えないこと。 ・堆積物から堆積にかかる敷地の境界までの距離が5m以上離れていること。 ・秩序ある形態での堆積に努め、周囲の高さ5mを越えて突出しないものとする。		
	遮蔽	不可		・主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。		
特定照明（ライトアップ）		不可				

自然とくらしの調和ゾーン	くらしと文化の景観ゾーン	にぎわい景観創出ゾーン
<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の樹木の高さを超えないものとする。道路等公衆の視点から山稜線やランドマークへの眺望を遮らないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の眺望景観を損なうことのないよう、また周囲に圧迫感や違和感を与えないよう、高さや位置に配慮する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の街並みや景観と調和した意匠形態とするよう努める。擁壁などの長大な工作物においては、分節化や表情の工夫により、圧迫感や単調さの軽減に努める。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・派手な色を用いるのは機能上不可欠な場合のみとし、周囲に調和した落ち着いた色彩とする。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性の高い素材を用いる。また工作物の種類に応じて、琉球石灰岩など地域素材の活用に努める。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の敷地はできるだけ緑化する。また良好な既存木はできるだけ保存を図る。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・公共の視点場からの良好な景観資源（国立公園・国定公園の山稜や海岸地、景勝地、ランドマークなど）への眺望を著しく妨げない。 ・主要な展望地からの展望の著しい妨げにならないものとする。 ・周囲に圧迫感や違和感を与えない位置・規模とし、植栽等による遮蔽等に配慮する。 ・色彩は低彩度を用い、周囲に違和感を与えないものとする。 ・太陽光パネル等は反射により周囲に悪影響を及ぼさないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の眺望景観を損なうことのないよう、また周囲に圧迫感や違和感を与えないよう、高さや位置に配慮する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を活かし、大規模な法面や擁壁が生じないように努める。 ・法面は可能な限り緑化可能な勾配とし、周囲の植生と調和する緑化を行う。また緑化に不向きな箇所は自然石等による修景に努める。 ・土石の採取・鉱物の採掘の場合、周辺の景観に悪影響を及ぼさないよう配慮する。採取・採掘の終了または休止時には埋戻し、周囲の植生と調和する緑化を行う。 ・敷地内に優れた樹木がある場合は、保存または移植によりできる限り修景に活かす。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採は、その目的に応じ必要最小限の規模とするよう努める。 ・景観上有効な樹木は保存に努める。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物から堆積にかかる敷地の境界までの距離を3m以上確保する。 ・秩序ある形態での堆積に努め、周囲の高さ5mを越えて突出しないものとする。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の公共空間から見えないよう、生垣や垣柵によって遮蔽する。遮蔽物も周囲の景観に調和するよう配慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・照明の光源は、周囲の環境に配慮した穏やかなものとする。 ・照明の位置、方向、時間帯については周囲の住環境や自然環境系に悪影響を及ぼさないよう十分配慮する。 		

6. 景観形成基準の解説

(1) 解説の見方

国頭村景観計画で示した「建築行為等・開発行為にかかる許可の基準」について、次ページから始まる解説ページの見方を説明します。

【景観形成基準の解説の見方】

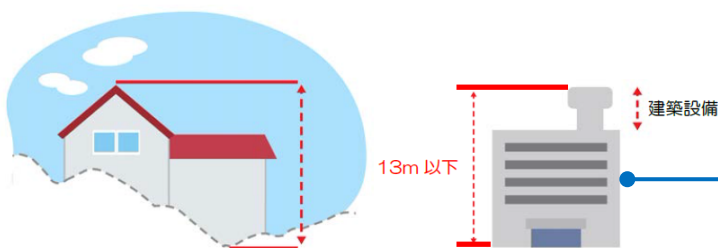
国頭村景観計画で定められている基準です。

景観形成基準を解説するイラストや写真

■高さ・配置に関する基準

① 13m以下とする

自然
暮らし
にぎ
わい



- ・「高さ」とは、地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差です。(自然公園法の「高さ」の定義に準じます。)
- ・高さには、屋上に設置する建築設備も含めます。建築設備は建築基準法の定義に準じます。
- ・避雷針、アンテナ等の軽微な突出物は、建築物の高さに含まないものとします。

② 自然の骨格景をなす山容の連なり、海への眺望等を遮らないように留意する。

自然
暮らし

【避けるべき例】

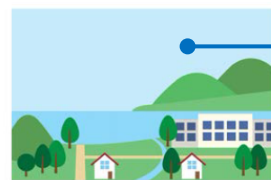
【望ましい例】



現在の海や山の景観



現在の景観を壊してしまう建築物



高さや配置などに配慮する



村の高台から見た辺土名市街地



海岸線から見た奥間ビーチや赤丸岬

- ・国頭村の景観を特徴づける山々の稜線のつながり（スカイライン）を分断しないような高さ・配置とします。
- ・眺望点から海を見たときに海岸線や水平線を遮らない高さとしします。

基準の対象となるゾーンを記載しています。
ゾーン区分についてはp2を参照下さい。

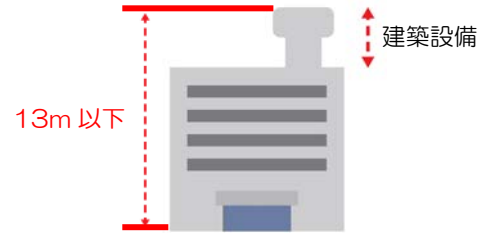
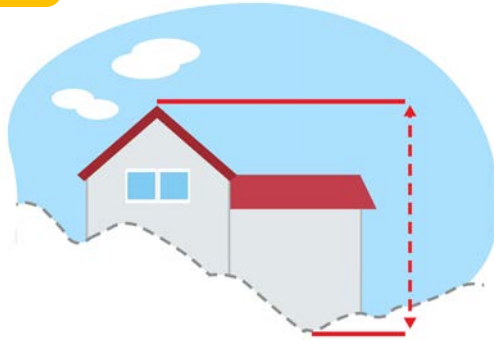
景観形成基準の解説図

景観形成基準の具体的な解説やポイント等を記載しています。

(2)建築物に関する基準の解説

■高さ・配置に関する基準

①13m以下とする



- 「高さ」とは、地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差です。(自然公園法の「高さ」の定義に準じます。)
- 高さには、屋上に設置する建築設備も含めます。建築設備は建築基準法の定義に準じます。
- 避雷針、アンテナ等の軽微な突出物は、建築物の高さに含まないものとします。

②自然の骨格景をなす山容の連なり、海への眺望等を遮らないように留意する。



現在の海や山の景観

【避けるべき例】



現在の景観を壊してしまう建築物

【望ましい例】



高さや配置などに配慮する



村の高台から見た辺土名市街地



海岸線から見た奥間ビーチや赤丸岬

- 国頭村の景観を特徴づける山々の稜線のつながり（スカイライン）を分断しないような高さ・配置とします。
- 眺望点から海を見たときに海岸線や水平線を遮らない高さとしてします。

③高さや配置において、周囲との連続性に配慮し、全体として景観に優れたものとなるよう留意する。

くらし文化

【避けるべき例】



ビルの高さが樹木より突出した例

【望ましい例】



樹木の高さに抑え、周囲との連続性に配慮した例

- 周囲との連続性とは、周辺の家並みや集落内のフクギ並木などから著しく突出せず、バランスのとれた状態です。
- 集落全体の家並みの規模感を損なわないようにし、背後や周辺の景観と調和したものとします。

④良好な自然景観と調和し、眺望を妨げない配置、形態、意匠の工夫がなされている場合、または一体的な開発において十分な緑地を確保し、全体として景観に優れたものである場合は、制限の緩和を受けることができる。

にぎわい



良好な自然景観と調和するよう植栽を充実させるとともに、沿道に低層棟を配置し周囲の集落と調和したスケール感を出すなど、全体として良好な景観を創出した例（オクマ・プライベートビーチ&リゾート）

- ここでいう工夫とは、国頭村の特徴である美しい海岸線や山並みを損ねることなく、周辺とのバランスに配慮することを言います。
- 周囲に十分なゆとりを確保し緑を配置することや、建物の配置形態に変化をつけることなどで、ある程度大きな施設であっても、圧迫感を減じて潤いある景観をつくることができます。

■形態意匠に関する基準

①周囲の自然景観に調和したデザインとする。

自然
くらし

【避けるべき例】



【望ましい例】



- 森林や海が形成する自然景観、農地が形成する農地景観と調和するような形態意匠になるように努めましょう。
- 国頭村に特徴的な起伏のある地形に配慮しましょう。

②伝統的な集落のスケールや形態を尊重し、周囲の街並みと違和感を生じさせないデザインとすること。

くらし
文化



フクギの屋敷林に囲まれた集落



同規模の住宅が並ぶ集落

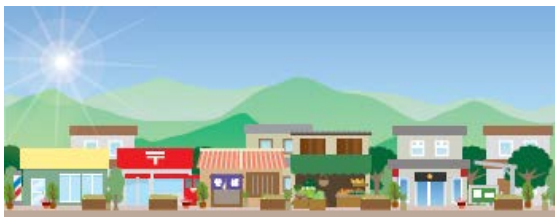


瓦屋根の家並みが残る集落

- フクギ並木や瓦屋根の民家、スーヅグラー、アタイ等が残る伝統的な集落景観に配慮したデザインにするよう努めましょう。

③周囲のまちなみと調和のとれたデザインとすること。

にぎ
わい



周囲との連続性に配慮した軒の連なり



セットバックや花と緑による演出

- 市街地を中心に、にぎわいのある空間づくりに努めましょう。
- 商店街や幹線道路沿いは、隣地や周囲との連続性に配慮したデザインにしましょう。

④屋根の色(防水塗装色を含む)は周囲の景観と調和するものとする。公的な視点場から見下ろされる位置にある場合は特に注意する。



【避けるべき例】



【望ましい例】



- 極端な高彩度、低明度を避けましょう。
- 道路や公園等の公的な視点場や高台から見下ろされる位置にある場合は特に注意しましょう。
- 素材の色を活かしましょう。

⑤外壁は周囲になじむ落ち着いた色合いとする。



【避けるべき例】



【望ましい例】



- メインとなる色は落ち着いた色にしましょう。
- アクセント色を使用する場合は、小さな面積で効果的に用います。周辺景観と違和感が生じないように十分配慮しましょう。
- 背景となる森や海などの自然の色を生かすには、琉球石灰岩や木材など、地元の建材に近い色がおすすめです。

⑥ミラーガラスや金属製品で反射の強いものはできるだけ避け、周囲の影響に配慮する。



花ブロック

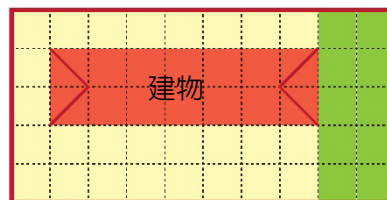


赤瓦

- ステンレスやミラーガラス等で光を著しく反射する素材を使用すると、自然景観や周囲の生活環境を損なう恐れがあるので、注意しましょう。
- 地域の素材を活用しましょう。

■敷地に関する基準

①緑地率 20%以上とし、良好な緑の維持に努めること。



(A) 敷地面積 (B) 緑地面積



- 緑地率は、全敷地に占める緑地面積の割合のことで、平面的な緑の割合を把握するための指標です。
- 「緑地面積(B) ÷ 敷地面積(A)」で求めます。
- 特定外来種等の生態系に悪影響を与える植物は、使用してはいけません。

②花と緑で彩るよう努めること。

にぎ
わい



- 賑わいゾーンでは緑化率の設定はありませんが、可能な限り緑化に努めましょう。
- 店先や駐車スペース、塀際なども、花や緑で彩るよう工夫し、四季の花や香りを楽しみましょう。

③良好な景観を構成している既存樹木はできる限り生かすこと。

自然
暮らし
にぎ
わい



森林公園近くの桜並木



桃原のフクギ並木

④敷地囲いは生垣または石垣を推奨する。

自然
暮らし
文化



与那のアマダキ



独特の石積みが残る安波集落

- 国頭村の風土にあった素材を活用しましょう。
- アミダキなど、地域素材を生かした垣も推奨するもののひとつです。

⑤コンクリート塀・ブロックを設ける場合は、緑化あるいは透過性のあるフェンス等と組み合わせるなどの修景をはかるとともに圧迫感のない高さとする。

自然
暮らし にぎ
わい

【避けるべき例】



圧迫感のある
背の高いブロック塀

【望ましい例】



生垣



木製フェンス



ブロック塀と生垣



ブロック塀と透過性フェンス

- 自然素材風の仕上げ又は緑化修景などを工夫し、周辺景観となじませるよう努めましょう。
- 圧迫感の軽減や災害時の倒壊の危険性を避けるため、生垣や木製フェンスも活用しましょう。

⑥ひんぷん等の伝統的デザインをできる限り生かすこと。

くらし
文化



伝統的な家屋のヒンブン



近代的なデザインに
ヒンブンを取り入れた例

- 沖縄の伝統的な建築デザインは、直線的で軒が低く、アマハジという半屋外空間を持っていることなどが特徴です。また屋敷囲いとしてフクギ林や石垣をめぐるせますが、門扉はなく外部に向けて開放的なつくりとなっており、「ひんぷん」が外からの風や視線を柔らかく遮ります。
- 現代の暮らしの中でも、風土に根付いた伝統的なデザインに含まれる知恵は貴重な財産です。風土に合った景観をつくっていくためにも、積極的にとりいれ、活用しましょう。

自然
暮らし
にぎ
わい

■形態意匠に関する基準(全体)

①主要な眺望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。



- まちなみの背景となる海域・水平線へつながる景観を妨げないようにしましょう。

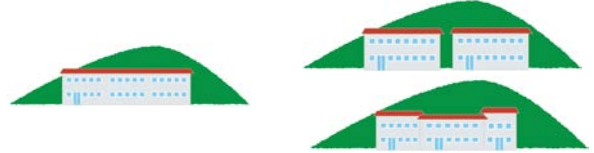
②山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと。



地域の風景として親しまれている山並みの稜線と調和している例

③周囲の自然景観に調和したデザインとすること。

④大規模な建築物等は圧迫感を生じさせないよう、分節化などで工夫する。



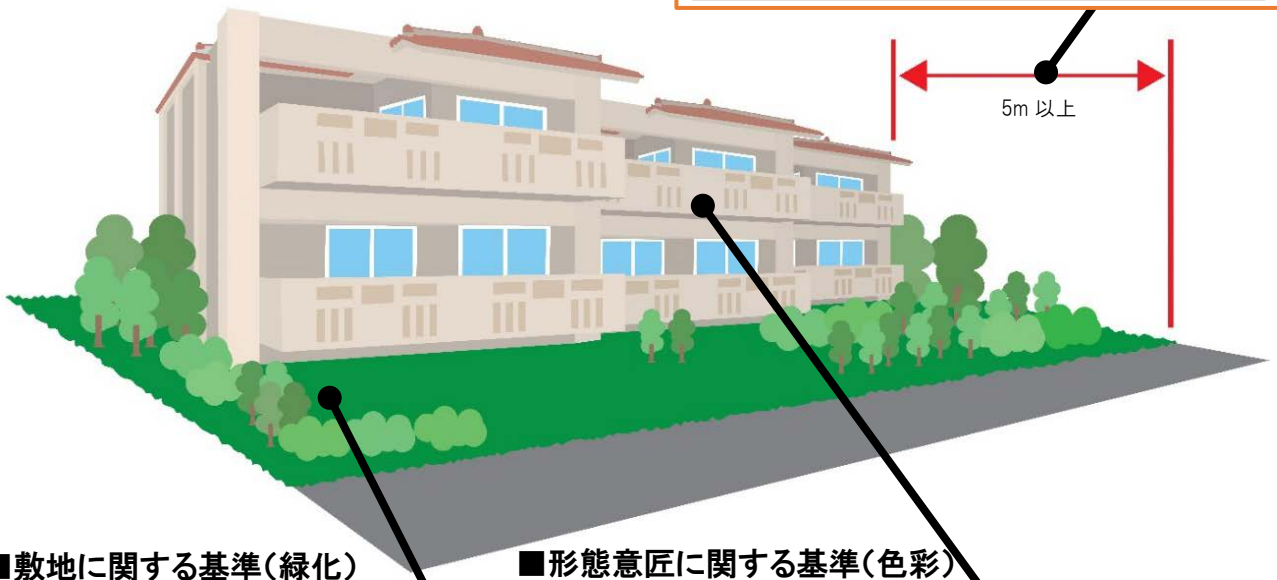
- 戸建住宅よりも壁面が大きくなる建築物は、壁面の適度な分節化を行い、隣接する建築物同士の壁面及び軒線の位置等を工夫しましょう。

■壁面の位置

①建物壁面は前面道路から5m以上後退すること。

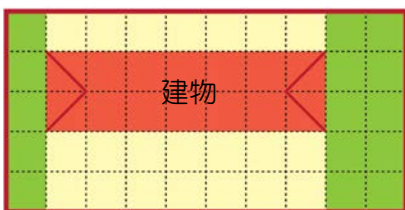


- 圧迫感の軽減と緑化スペース確保のため、前面道路境界から5m以上後退させます。



■敷地に関する基準(緑化)

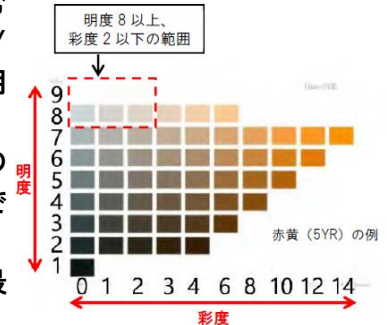
①緑地率 30%以上とし、良好な景観の維持に努めること。



(A) 敷地面積 (B) 緑地面積

■形態意匠に関する基準(色彩)

- ①外壁の過半は周囲となじむ落ち着いた色彩とし、R～Y系の色相で彩度2以下、明度8以上を原則とすること。
- ②ただし、森林内など周囲の色彩の明度が低い環境下では、明度8以下を認める。
- ③派手な色の使用は必要最小限とすること。



(3) 工作物・開発行為等に関する基準の解説

■高さ・位置に関する基準

①周囲の樹木の高さを超えないものとする。また、道路等公衆の視点から山稜線やランドマークへの眺望を遮らないこと。

自然
くらし

【避けるべき例】



【望ましい例】



- 周囲の樹木とは、森林を形成する林や地域で特に意識される木のことを指します。
- ランドマークとは、地域のシンボルとなる物や場所を指します。

②周囲の眺望景観を損なうことのないよう、また周囲に圧迫感や違和感を与えないよう、高さや位置に配慮する。

くらし
文化

にぎ
わい

【避けるべき例】



【望ましい例】



- 周囲の眺望景観とは、道路や集落内から見える海・山・川などの景色を指します。
- 道路や建物のすぐ隣に設置すると、見ている人に圧迫感を与えてしまうため、機能維持できる範囲で、なるべく目立たない場所に設置するよう配慮します。

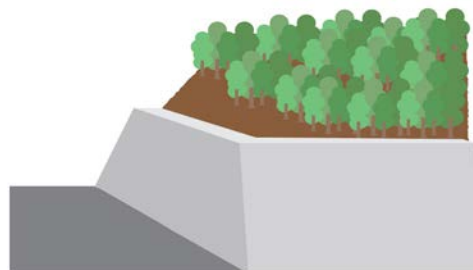
■形態意匠に関する基準

①周囲の街並みや景観と調和した意匠形態とするよう努めること。擁壁など長大な工作物においては、分節化や表情の工夫により、圧迫感や単調さの軽減に努めること。

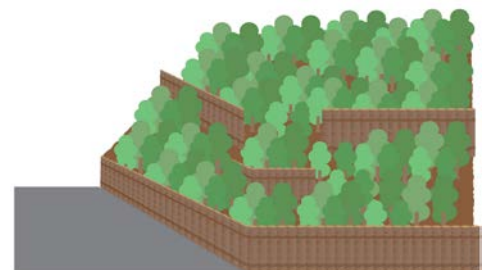
自然
くらし
文化

にぎ
わい

【避けるべき例】



【望ましい例】



- ボリュームのある構造物は、できるだけ人工物の印象が少なくなるように、長大な面を分節したり、素材や表情で周囲になじませるようにしましょう。
- 国頭村の歴史・文化的な雰囲気や阻害しないような形態意匠に配慮しましょう。
- 柱状の構造物（電柱、照明灯、鉄塔など）は、できるだけすっきりしたデザインに努めましょう。

■色彩に関する基準

①派手な色を用いるのは機能上不可欠な場合のみとし、周囲に調和した落ち着いた色彩とする。



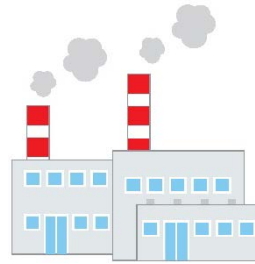
【避けるべき例】



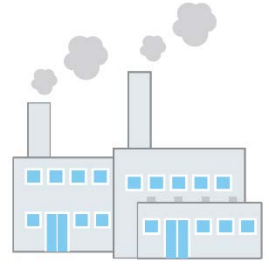
【望ましい例】



【避けるべき例】



【望ましい例】



- 鉄塔等の高さのあるものについては、明度の高い色彩（薄い色）にすることで空の色と馴染みます。
- （2）建築物に関する基準「形態意匠に関する基準」④⑤参照（p.13）

■素材に関する基準

①耐久性の高い素材を用いること。また工作物の種類に応じて、琉球石灰岩など地域素材の活用に努める。



【地域素材】



コンクリート+花ブロック



ルーバー



セメント瓦



琉球石灰岩



琉球ガラス



木材

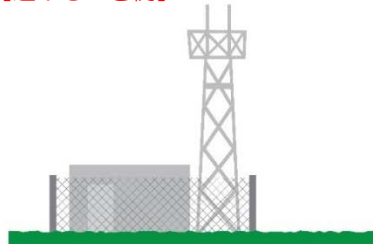
- 沖縄特有の日差しの強さや気候にあった素材をできる限り使用するよう努めます。
- 赤瓦やセメント瓦、木・石等の自然素材は、国頭村らしさを特徴づけるのに効果的な素材として積極的な使用が望まれます。
- 建築物の「形態意匠に関する基準」⑥（p.14）も合わせて参照ください。

■緑化に関する基準

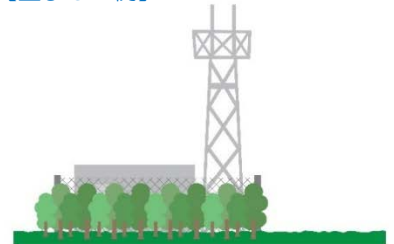
①工作物の敷地はできるだけ緑化すること。また良好な既存木はできるだけ保存を図ること。



【避けるべき例】



【望ましい例】



- 工作物は機能を優先した無味乾燥な景観になりがちです。必要な機能の維持はもちろんですが、できるだけ親しみのもてる景観とするため、可能な限り緑化修景を図ります。

■発電施設等に関する基準

- ①公共の視点場から良好な景観資源(国立公園・国定公園の山稜や海岸地、景勝地、ランドマークなど)への眺望を著しく妨げないこととする。
- ②主要な展望地からの展望の著しい妨げにならないこと。
- ③周囲に圧迫感や違和感を与えない位置・規模とし、植栽等による遮蔽等に配慮すること。
- ④色彩は低彩度を用い、周囲に違和感を与えないものとする。



【避けるべき例】



【望ましい例】



重要な視点場から風景を損なう場合は位置などを配慮します。

- 「高さ・位置に関する基準」①② (p.18)、「色彩に関する基準」① (p.19)、「緑化に関する基準」① (p.19) もあわせて参照してください。

- ⑤太陽光パネル等は反射により周囲に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。



【避けるべき例】



【望ましい例】



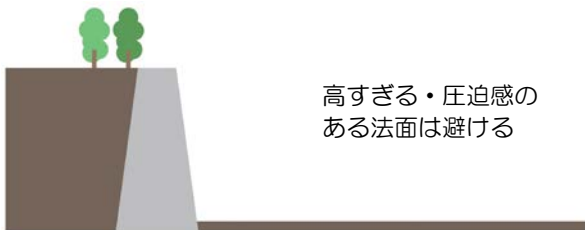
- 敷地に面している道路から見えにくい位置に設置し、道路に面する部分には植栽を行って道路等から遮へいを行うよう努めます。
- 機能上問題がなければ、眺望点から眺めた際に反射光が視界に入らないように、パネルを眺望点とは逆向きに配置し、眺望景観を守りましょう。
- 勾配屋根に設置する場合には、機能上支障が出ない範囲で、できるだけ屋根と一体になるように設置しましょう。
- 陸屋根に設置する場合は、配置を工夫しやすい中小規模のパネルを上手く組み合わせて使用することで、周辺景観に調和しやすくなります。

■開発行為における形状・緑化に関する基準

①できる限り現況の地形を活かし、大規模な法面や擁壁が生じないように努めること。また、可能な限り緑化可能な勾配とし、周囲の植生と調和する緑化を行うこと。また緑化に不向きな箇所は自然石等による修景に努めること。



【避けるべき例】



【望ましい例】



【望ましい例】



【望ましい例】



- 長大な法面などの構造においては、急な勾配をつけると植栽可能な樹種が限定されたり、植栽そのものが難しくなるなど、良好な景観形成の阻害要因となる場合があります。
- 造成の計画・設計段階において、植物の育つような勾配の確保により、植栽しやすい構造とし、在来種の活用や周囲の植生・景観と調和した緑化が図れるよう配慮します。

②土石の採取・鉱物の採掘の場合、周辺の景観に悪影響を及ぼさないように配慮すること。採取・採掘終了または休止時には埋戻し、周囲の植生と調和する緑化を行うこと。



道路脇に緑化を行い、周囲に配慮する



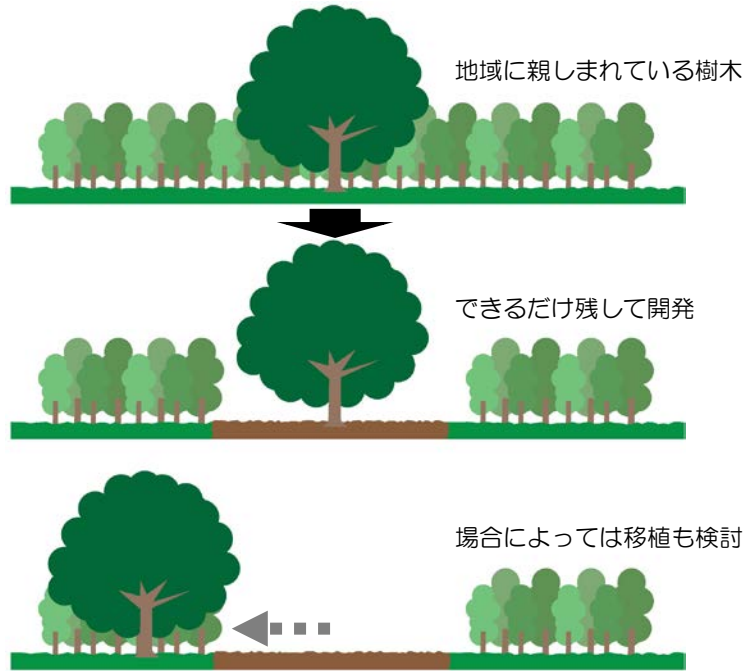
車両用粉塵防止の散水設備



採石場がある場所

砕石場が見えないよう工夫

③敷地内に優れた樹木がある場合は、保存または移植によりできる限り修景に活かすこと。

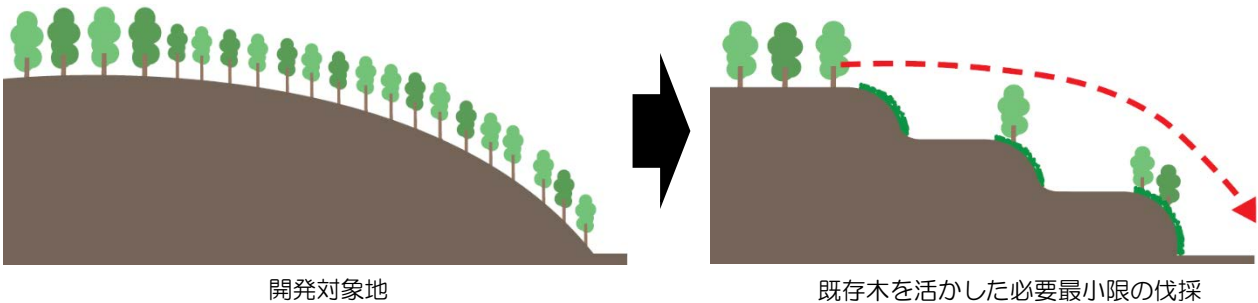


道路整備の際に残された樹木（奥間の一本松）

- 地域の目印となる特徴的な樹木が存在する場合には、極力、保存を検討します。
- 樹木などを保存する場合には、敷地内緑化における自然景観要素としての活用を検討します。
- 場合によっては、移植も検討します。

■木竹の伐採・植栽に関する基準

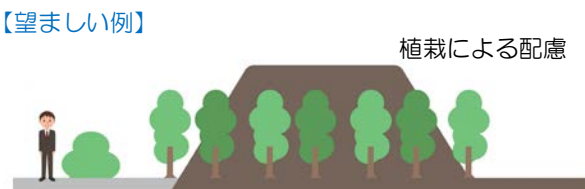
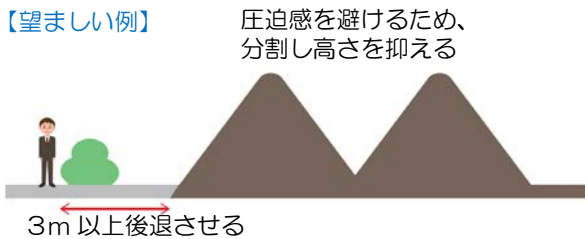
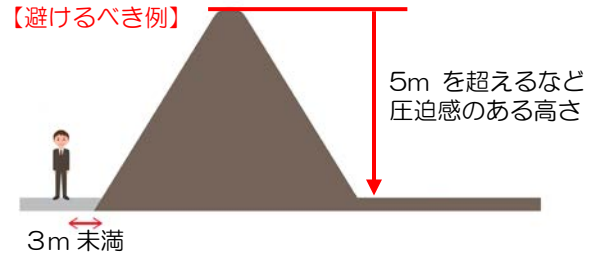
①木竹の伐採は、その目的に応じ必要最小限の規模とするよう努めること。



- 開発等のため木竹を伐採する場合には、事前に周辺の景観・植生・生態系に与える影響を検討し、その影響が少ない部分を伐採対象とするよう努めます。
- 開発後の利用においてもできるだけ既存木を活用できるよう工夫してください。

■堆積物に関する基準

- ①堆積物から堆積にかかる敷地の境界までの距離を3m以上確保すること。
- ②秩序ある形態での堆積に努め、周囲の高さ5mを越えて突出しないものとする。
- ③周囲の公共空間から見えないよう、生垣や垣柵によって遮蔽すること。遮蔽物も周囲の景観に調和するよう配慮すること。



- 堆積物件の高さは、周辺の自然や建築物などの高さを超えないよう配慮し、分割して堆積し高さを抑えるなど、周辺景観との調和に努めます。
- 複数の堆積物件を配置する場合には、それぞれの形状や高さなどをそろえ、整然とした景観形成に努めます。

■特定照明(ライトアップ)に関する基準

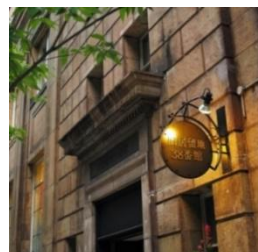
- ①照明の光源は、周囲の環境に配慮した穏やかなものとする。
- ②照明の位置、方向、時間帯については、周囲の住環境や自然環境系に悪影響を及ぼさないよう十分配慮すること。



【望ましい例】



看板のみを照らして効果的な演出をした例



集落を照らすフットライト

- 周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とし、原色の光を使うものや動きのあるものはできる限り使用しないこととします。

7. Q&A

Q1. 届出はいつ頃すればよいですか？

A. 景観法の規定により、行為着手の30日前までに正式な書類を届出する必要があります。その前に事前協議など手続きがあるので、村役場へお問い合わせ下さい。

Q2. 今住んでいる建物などは基準に合わせて改修しなければいけませんか？また、増築や改修をする場合は届出が必要ですか？

A. 既存の建築物等に関しては、改修する必要はありません。しかし、新たに増築・改修を行う場合、届出をする必要があります。（規模により届出不要の場合もあります）

Q3. 新たに建てようとする建築物や工作物が景観基準を超えている場合は、どのような手続きを行いますか。

A. 基準に沿うように工夫することが原則ですが、例外規定を適用できる場合もあります。いずれにせよ、届出を必要とする全ての行為は、本ガイドライン p3 の「届出手続き」の流れを参考に、村役場まで事前にお問い合わせ下さい。

Q4. 届出の際に書類・図面等は何を提出したらよいですか？

A. 届出様式等の必要な図書は、「事前相談」で確認します。村役場までお問い合わせ下さい。

Q5. 届出をしている段階で計画に変更が生じた場合どうすればよいですか？

A. 事前協議完了後は、原則として新たな計画の変更届出が必要になります。この場合、届出後30日の行為着手の制限が再度適用されます。

Q6. 他の法令（例：自然公園法、農地法等）の申請や届出の手続きはどうすればよいですか？

A. それぞれの手続きが必要ですので、早めに村役場まで相談して下さい。

Q7. 複数のゾーンにまたがる場合はどのゾーンの基準を採用すればよいですか？

A. 基準は原則で敷地の過半が含まれるゾーンの基準を採用します。

Q8. 将来、重点地区が設定され一部敷地が重点地区に入る場合、どの程度含まれれば重点地区に該当しますか？

A. 重点地区に含まれる敷地がある場合は、全て重点地区に該当します。

Q9. 建築物の高さ13mとはどこからどこまでの高さのことですか？

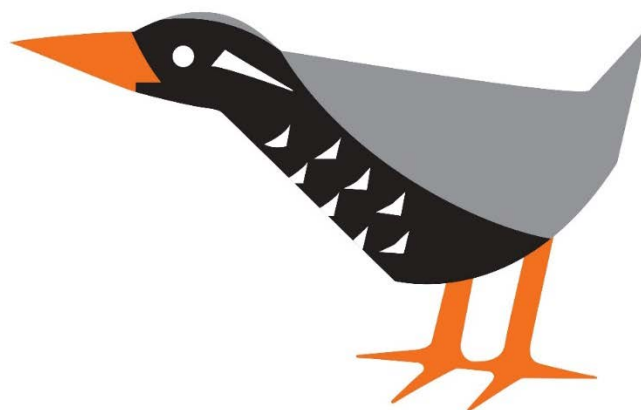
A. 最低地盤面から最も高い地点までで、自然公園法の高さに準拠します。（p.11 参照）

Q10. 高低差がある敷地では、擁壁の高さはどの高さを示しますか？

A. 擁壁の天端から擁壁下の地盤面までの見附高さを示します。高低差があり、一番高いところで2mを超える場合は届出の対象となります。（p.4 ページ参照）

Q11. 景観形成基準で数値の基準がない場合は、どのように配慮したらよいですか？

A. 本ガイドラインに考え方や対応の例を載せているので、参考にして下さい。景観計画本編の方針なども参照し、基準の趣旨に添うようにご配慮下さい。迷ったときは村役場にご相談ください。専門家のアドバイスを受けられる場合もあります。



やんばるふんばる

国頭村

K U N I G A M I S O N

沖 縄 県

国頭村景観形成ガイドライン

平成31年（2019年）3月

沖縄県国頭村役場 企画商工観光課

〒905-1495 沖縄県国頭村字辺土名 121 番地

電話：0980-41-2622
